



9 時 14 分 受領

2026年6月4日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 大谷 功

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
○水力発電の導入検討について	○気候危機は、命を守るうえでも、地球規模での責任を果たすうえでも、避けて通ることのできない課題。 同時に、気候危機打開への省エネルギーと再生可能エネルギーの取り組みも、新しい需要と雇用を生み出し、地域の循環型経済の発展をすすめるなど、持続可能な経済社会へのカギを握っている大切な課題。 今、「地球沸騰化」と言われるまで気候危機は進行している。再エネは、日本中どの地域にも存在し、潜在量は電力需要の7倍とされている。輸入価格の高騰がエネルギー自給率10%の日本経済を翻弄しているが、地域が主体となって開発・運営し、ゾーニングなどの乱開発防止のルールを決め、住民の合意と協力で、地域に利益を還元する開発・導入が今求められている。伊根町では過去に再生可能エネルギー導入実証試験を実施し、太陽光発電によるEV導入によるデマンドタクシーの運行に活用したところだが、水力発電の検討はない。 筒川を利用した水力発電の検討、導入で筒川本庄地域での、雇用、経済効果、学校でのエネルギー教育活動など大きな地域振興の柱の一つとして検討することについて町長の見解を伺う。	町長
		発言時間 約 15 分

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること

2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和8年 6月 4日
9 時 17 分 受領
令和8年 6月 4日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 山根朝子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
「非核平和都市宣言に関する決議の精神の継承と、平和への具体的な取り組み、および本町における平和教育の推進について」	国際情勢は厳しさを増しており、町民の間でも物価高や石油由来の材料の不足など、平和への関心と不安が高まっている。 わが町では 1989 年、平成元年 9 月 27 日に議会主導で「非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、足元から平和を希求する素晴らしい歴史と土台がある。この決議には「恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かす」という言葉が刻まれている。 この先人の思いをただの過去の記憶として眠らせるのではなく、激動の令和の時代にどう生かすかが問われている。 町長はこれまで平和首長会議への加盟やヒバクシャ国際署名への賛同など、一自治体の首長として平和への意思を示してこられた。こうした取り組みは、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて行動するという伊根町としての意思表示であると理解しているが、その認識でよろしいか。 また、核の脅威や有事のリアリティが迫る今、「日常の町民生活の中に生かす」という決議の精神をどのように継続・発展させていくお考えか、見解を伺いたい。	町長
	2026 年 3 月、辺野古沖において研修旅行中の同志社国際高校の生徒らを乗せた船が転覆するという痛ましい事故が発生した。安全保障や基地にかかわるこうした出来事が、子どもたちの身近な現実として迫っている。子どもたちはそれをニュースで見ている。こうした現実を、命と平和について自分ごととして考える機会にできるかどうか、それが今の教育に問われていることではないか。 この事故を契機として、文部科学省は同年 5 月 22 日、同校の沖縄研修旅行を含む教育内容が政治活動を禁じる教育基本法第 14 条に違反すると認定し、是正指導を行った。戦後	教育長

	初めてのこの指導が、安全管理の問題と切り離されないまま、学校現場を萎縮させ、子どもたちと平和について考える教育が後退するのではないかと危惧している。 教育基本法第 14 条が禁じているのは「特定の政党を支持・反対するための政治教育」であり、現実の社会課題を学び、主権者として平和について考え、命について意見を交わす教育は、むしろ今の時代に極めて重要である。 そこで教育長に伺う。特定の政治的立場に偏らない中立の視点を保ちながら、子どもたちが自ら考え判断できる平和教育を、教育委員会としてどのように位置づけているか。そして現場の教員が萎縮せず、安心して子どもたちと向き合える環境を守っていくお考えはあるか、見解を伺いたい。	

- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
 - 2 質問の相手は、町長、教育長とする。



8

令和7年6月4日

8

9時 19分 受領

令和 7年

6月

4日

伊根町議会議長 佐戸仁志 様

伊根町議会議員 上辻 亨

⑩

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
水道スマートメータについて。	水道スマートメーターとは、通信機能を備えた水道メーターのことで、検針員が各家庭の水道メーターの確認する代わりに、無線などを利用して水道データを自動的に水道局に送信できる装置のことです。当町では、少子高齢化に伴う検針員の人手不足や、冬場、大雪等で検針員が検針できない場合は、どのようにされておられるのでしょうか。また、水道スマートメーターは、漏水の早期発見による水資源の保全、高齢者の見守り機能として、一定期間、水の使用がない場合にアラートを発するなど、高齢者の孤独死防止や安否確認に活用できると聞きます。与謝野町では男山地区74戸を対象に、今年6月1日から来年の5月31日の期間で検針の正確性や効率性の実証実験をされておるそうです、当町でも今後の目視検針が不要となることから業務の効率化等も考え実証実験を考えて見てはどうかと思いますが町長の考えをお聞きしたい。	町長

発言時間 約 15分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。